

国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則の様式に係る取扱いについて

学 長 裁 定

平成 29 年 5 月 30 日

改正 令和 4 年 3 月 30 日

改正 令和 5 年 3 月 31 日

改正 令和 8 年 9 月 30 日

国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則（平成 17 年海洋大規第 268 号）に基づき学長が定める所定の様式を次のとおり定める。

様式	様式名称	関係条項
第 1 号	保有個人情報開示請求書	第 23 条 1 項 ※
第 2 号	開示決定通知書	第 28 条 1 項
第 3 号	開示の実施方法等申出書	第 28 条 1 項
第 4 号	開示をしない旨の決定通知書	第 28 条 2 項
第 5 号	開示決定等期限延長通知書	第 29 条 2 項
第 6 号	開示決定等期限特例延長通知書	第 30 条 1 項
第 7 号	他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	第 31 条 1 項 ※
第 8 号	開示請求者への開示請求事案移送書（他の行政機関の長等）	第 31 条 1 項
第 9 号	第三者意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）	第 32 条 1 項
第 10 号	第三者意見照会書（法第 86 条第 2 項適用）	第 32 条 2 項
第 11 号	第三者開示決定等意見書	第 32 条 1 項 2 項
第 12 号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第 32 条 3 項
第 13 号	訂正請求書	第 37 条 1 項 ※
第 14 号	訂正決定通知書	第 39 条 1 項
第 15 号	訂正をしない旨の決定通知書	第 39 条 2 項
第 16 号	訂正決定等期限延長通知書	第 40 条 2 項
第 17 号	訂正決定等期限特例延長決定通知書	第 41 条
第 18 号	他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	第 42 条 1 項 ※
第 19 号	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	第 42 条 1 項
第 20 号	保有個人情報の提供先への訂正決定通知書	第 43 条 1 項
第 21 号	利用停止請求書	第 45 条 1 項 ※

第 22 号	利用停止決定通知書	第 47 条 1 項
第 23 号	利用停止をしない旨の決定通知書	第 47 条 2 項
第 24 号	利用停止決定等期限延長通知書	第 48 条 2 項
第 25 号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第 49 条
第 26 号	諮問書（開示決定等）	第 51 条 1 項
第 27 号	諮問書（訂正決定等）	第 51 条 1 項
第 28 号	諮問書（利用停止決定等）	第 51 条 1 項
第 29 号	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	第 51 条 1 項
第 30 号	諮問した旨の通知書（審査請求人等）	第 51 条 1 項
第 31 号	開示請求に係る手数料の免除申請書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 32 号	開示請求に係る手数料の免除決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 33 号	開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（特定個人情報に係る開示請求関係）	※
第 34 号	委任状（個人情報に係る開示請求用）	
第 35 号	委任状（特定個人情報に係る開示請求用）	※
第 36 号	委任状（個人情報に係る訂正請求用）	
第 37 号	委任状（特定個人情報に係る訂正請求用）	※
第 38 号	委任状（個人情報に係る利用停止請求用）	
第 39 号	委任状（特定個人情報に係る利用停止請求用）	※

（注）関係条項の※部分は特定個人情報に係る開示請求等に関するもの。

附 則

この取扱いは、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。